



高齢者の消費者トラブルが増加

実家には高齢の両親が住んでいます。2人とも元気なのですが、母は最近、初期の認知症と診断されました。生活には不安はないのですが、近年、高齢者を狙う悪質商法が横行していると聞き心配しています。どんな手口があるのでしょうか。



国民生活センターでは、毎年末、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定して公表しています。

平成25年はまさしく「高齢者」の消費者トラブルが特に増大した年でした。契約当事者が65歳以上の相談の全相談件数に占める割合をみると、平成24年は20%前後でしたが平成25年は約30%にまで増えています。平成25年末に国民生活センターが発表した10大項目のなかで、「高齢者」の目立った項目を挙げてみましょう。

①「健康食品の送りつけ商法」が激増

申し込んだ覚えのない健康食品が、代金引換配達などで送付されるケースです。

前年比で約10倍の相談が寄せられています。その相談者のうち65歳以上の方が占める割合は、なんと86.9%にのびりました。

②アダルトサイトは老若男女問わず

インターネットサイト関連の相談が上位を占めましたが、なかでもアダルト情報サイトの架空請求などの相談は、男性では70歳代までの各年代、女性では40歳代までの各年代で最も多い相談でした。

③依然として多い投資トラブル 広がる劇場型勧誘（買え買え詐欺）

未公開株、社債、ファンド型投資商品などの投資トラブル

は依然として多く、ここでも高齢者のトラブル・被害が目立ちます。「買え買え詐欺」とは、複数の業者が登場し「高値で買い取る」「過去の被害を救済する」などと嘘（うそ）の説明をし、消費者に新たな契約をさせる手口です。

④「偽装質屋」が登場

数年前から「偽装質屋」と言われる新たな手口が登場しています。担保価値のない物品を質に取り、実際には年金などを担保として違法な高金利で貸付けをします。相談総数の70%以上が年金受領世代です。

その他、リフォームや美容・健康に関わる商品などで、あの手この手で契約を強要する悪質業者も旧態依然としてはびこっていますので、ご注意ください。

何事もすぐに契約することなく、不審に思った時は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。



出典 <http://www.okayama-fureai.or.jp>